

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月3日

### 基礎情報

都道府県・市名	愛媛県・今治市（いまばりし）
合併期日	平成17年1月16日
合併形式	新設合併（対等合併）
住所（旧市町村名も記載）	愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1（旧今治市）
人口（合併直近の国調）	180,627人（H12国調）
面積	419.58Km2
議員定数	34人
関係市町村名	今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村

### 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	今治市	117,930	74.84	30	20.1
朝倉村	5,008	31.27	14	22.8	
玉川町	6,072	103.90	16	25.7	
波方町	9,960	15.67	16	21.0	
大西町	8,802	18.81	18	18.5	
菊間町	7,651	36.97	16	28.5	
吉海町	4,799	27.72	14	35.2	
宮窪町	3,671	18.38	14	29.5	
伯方町	8,031	20.86	14	26.3	
上浦町	3,606	22.31	14	38.5	
大三島町	4,232	43.33	14	44.8	
関前村	865	5.52	8	48.7	
合計	-	180,627	419.58	188	-

### 関係市町村の財政状況

\* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度当初予算（ただし、財政力指数は平成15年度決算統計）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	今治市	39,050,000	12,514,000	7,720,000	離島	0.61
朝倉村	2,153,000	340,080	780,000		0.29	
玉川町	2,634,217	393,752	1,006,264	山振	0.27	
波方町	3,779,406	880,110	882,000	辺地	0.48	
大西町	3,447,430	1,105,800	630,000		0.56	
菊間町	4,648,990	1,017,743	880,000	辺地	0.53	
吉海町	2,905,000	289,604	1,320,557	離島・過疎	0.18	
宮窪町	2,552,271	224,513	921,976	離島・過疎	0.19	
伯方町	3,325,523	587,701	1,200,000	過疎・辺地	0.32	
上浦町	2,642,937	221,485	1,085,000	過疎	0.20	
大三島町	3,410,000	273,408	1,300,000	過疎	0.18	
関前村	1,409,345	42,102	710,000	離島・過疎・辺地	0.06	
合計	-	71,958,119	17,890,298	18,435,797	-	-

### 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年11月8日	解散年月日：平成17年1月15日
内容	任意協議会を5回開催した後、平成14年11月8日法定協議会を設置。 平成17年1月15日に解散するまでの約2年2ヶ月の間に、33回の協議が行われた。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	将来像・・・私たちの手で創る“個性きらめき感動あふれる瀬戸のまほろば” 基本目標・・・魅力に満ちたにぎわい交流都市 自然と暮らしが調和した快適環境都市 あたたかな心で支え合う健康・福祉都市 活力あふれる産業元気都市 地域が連携する教育・文化・スポーツ都市	
旧市町村庁舎の利活用	住民サービスを提供する総合支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：49.5万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	旧市町村単位で設置。 委員数は各審議会、15人以内。 委員の任期は2年。（再任を妨げない） 設置期間は平成17年1月16日から平成27年3月31日まで。	
地方税に関する特例	有	
内容	個人市民税の普通徴収に係る納期については、今治市の例により調整する。ただし、合併年度は、それぞれの市町村の例による。 法人市民税は、今治市の例により調整する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く3年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とする。 固定資産税の納期は、今治市の例により調整する。ただし、合併年度は、それぞれの市町村の例による。 軽自動車税の税率については、今治市の例により調整する。 軽自動車税の納期については、朝倉村の例により調整する。	
合併特例債発行限度額（億円）	555億円	

### その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）
	<p>機構及び組織、新事務所の方式の取扱い 一部事務組合の取扱い 使用料、手数料の取扱い 町字名の取扱い 慣行の取扱い 各種事務事業の取扱い 一般職員の身分の取扱い 財産の取扱い 農業委員会委員の任期及び定数等の取扱い 条例、規則の取扱い</p>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

- ・陸地部と島嶼部で大きな格差が見られる水道料金統一化の問題。
- ・離島航路、生活交通バス路線の維持・確保の問題。
- ・新市の一体感を醸成するには割高なしまなみ海道通行料金の問題。